



リニューアル版 ラップニュース

VOL.14

2004.5.1

発行：ラップ東京有限会社

<http://www.raptokyo.com/>

ラップ東京では、皆様のご参考になるニュースを抜粋し配信しております。

自動車リサイクル法施行に向けて

ご存知のとおり、2005年1月に自動車リサイクル法が施行されます。簡単にこの新法について考えてみたいと思います。使用済み車両の適正処分を目的にされたこの法は、カーメーカー、輸入業者など生産者にその処分までの責任を負わすというのが主旨。一台の使用済み車両は、オーナーから引取り業者、解体業者、破砕業者と適正に処分されていったかが情報管理センターに登録され、エアバッグやフロン、シュレッダーダストはカーメーカー・輸入業者がその処分の責任を持ちます。放置車両問題、処分場の不足問題などを回避するためこの新法によって、それぞれの業者たちはどのような影響を受けるのでしょうか？そして、自動車業界全体は、どのような状況になっていくのか、気になるところです。

カーメーカー ゴミ料金が負担になるため、ゴミの発生を抑制された自動車の製造への取り組みが盛んに。(例 シート材を防音材へ・タイヤをセメント原材料へ)
引取り業者 リサイクルルートの窓口となり、リサイクル料金の払い込み確認を行う。

解体業者 フロン類あり 回収業者へ
フロン類なし 解体業者へ
インターネットから情報管理センターへ引取り・引渡しの報告をする。業者は登録が必要
使用済み自動車を分解・解体するためには許可が必要。生活環境の保全、リサイクルを

適切に実施できる設備（外部を遮断する囲い、廃油廃液の流出防止、油水分離装置、排水溝などの設置）を有し
事業計画書などの提示もあるため許可取得のバーは高くなっている

リサイクルルートは「電子マニフェスト」として運用されていくため、インターネット接続の環境は不可欠。一台の使用済み車両がどのように処分されていったのかをその後まで追跡調査していくことが簡単にできる仕組みになっています。

リサイクル料金は？

法施行後に車を購入した場合はその時に、施行前に車を使用している場合は、車検時、処分する場合は処分時に支払う。料金は、車種、年式、装備などによって異なりますが、おおむね2万円前後とのこと。 (予定ですので確定金額はわかりません)

自動車と環境の関係は、生産から処分に至るまで「リサイクル」「ゴミのゼロ化」へ向けてスピードアップしていくようです。

(参考) ボディーショップレポート0307号)

東京都にて事前 相談予約受付 (5月20日から)

解体業・破砕業の許可

環境局
産業廃棄物対策課
03-5388-3571

引取り業者・フロン類
回収業者の登録

環境局
環境配慮事業課
03-5388-3471

営業ツールを積極的に活用しましょう!

車検・整備点検のお知らせやキャンペーン、割引チケット、新車販売のお知らせなどお客様に自社の「ボール」を投げてみませんか? やって見なければ、何もはじまりません ラップ東京までお気軽にお問い合わせください